

平成23年6月第2回八街市議会定例会会議録（第4号）

.....

1. 開議 平成23年6月6日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

4番 石 井 孝 昭
5番 桜 田 秀 雄
6番 林 修 三
7番 山 口 孝 弘
8番 小 高 良 則
9番 湯 浅 祐 徳
10番 川 上 雄 次
11番 新 宅 雅 子
12番 横 田 義 和
13番 鯨 井 眞佐子
14番 加 藤 弘
15番 山 本 邦 男
16番 京 増 藤 江
17番 右 山 正 美
18番 小 澤 定 明
19番 京 増 良 男
20番 丸 山 わき子
21番 中 田 眞 司
22番 古 川 宏 史

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市 長	高 橋 一 夫
教 育	長	川 島 澄 男
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	加 藤 多久美
市民部参事（事）国保年金課長		石 毛 勝
経 済 環 境 部 長		中 村 治 幸
建設部参事（事）道路河川課長		勝 股 利 夫

教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監査委員事務局長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介護保険課長	宮 崎 充
都市計画課長	山 本 伸 夫
都市整備課長	金 崎 正 人
下水道課長	藏 村 隆 雄
水道課長	醍 醐 文 一
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
会計課主査	和 田 暢 祥

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	廣 森 孝 江
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 査 補	須 賀 澤 勲

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成23年6月6日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○副議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

古川宏史議長より、体調不良のため遅刻の届け出がありました。よって、地方自治法第106条の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。

以上で報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わない場合は、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

おはようございます。初めに、東日本大震災で被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。いまだに避難所での生活を余儀なくされている方々は9万8千人以上もいらっしゃいます。その中でも、特に福島原発事故による避難者の多くは今後の生活の見通しも立たない状況に置かれています。原発の運転によって、放射能の半減期が万年単位と長いものも含まれていて、人間にとって大変危険な死の灰と、プルトニウムなどを含む使用済み核燃料が発生します。現在、これを安全に処分する技術が未熟なため、原発はトイレなきマンションと言われていますが、原発政策を推進してきた政府や東電は、全力を挙げて事故の早期収束を図り、事故で被害に遭われた方々に安心と希望が持てるよう、強く要望したいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目に、交通安全の強化について。

その1点目に、生活道路の速度規制についてです。市が実施した市民アンケートでは、身近な生活道路整備への不満が84.7パーセントを占め、優先的に進める施策上位10項目のうち、道路の体系的整備がトップとなっています。通学路にもなっている生活道路の多くは、歩道もなく、歩行者や自転車通行者等にとって危険な状況であり、生活道路の整備、交通安全の強化は待ったなしの課題ですが、財政上の問題もあり、早急に解決できません。このような中、警察庁は、通学路や歩道が設置されていない生活道路の時速30キロ規制等の見直しを平成23年度末までに行うよう、都道府県警察に平成21年10月29日付で指示

しています。日本共産党は、昨年の１２月議会において速度規制について質問しましたが、住民からの要望がなければ実施しないという答弁でした。

生活道路等における歩行者等の安全通行を確保するために、警察庁が生活道路の時速３０キロ規制への見直しの通達を出していることを市民は知らされていません。平成１８年９月に、保育園児・保育士を巻き込んだ悲惨な交通事故があった埼玉県川口市では、市内１８４町会に対し、速度規制に関わる要望調査を実施し、平成２１年２月に、調査結果を踏まえた要望書を埼玉県警に提出しました。埼玉県警では、同年６月に、川口警察署内に最高速度時速３０キロメートル規制対策本部を設置し、市と協力し、要望路線１２７の道路環境や交通量等を調査し、最高速度を３０キロにする地域について埼玉県警が提案もしています。八街市においても、市民に最高速度見直しの通達内容を周知徹底して、広く意見を聞くべきです。そこで、速度規制について３点伺います。

１番目に、生活道路の基準についてです。東小学校北側道路の速度規制を求めた昨年の共産党の質問に対し、市長は、路側帯を広げ、車道幅員を狭めることで速度規制をする方式が好ましいと答弁されました。しかし、これでは３０キロ規制を指示した警察庁の意向ともかけ離れ、速度規制を求める住民の要望は反映されません。住民の意向を取り入れるべきです。また、市は、生活道路をどのような基準で認め、警察庁通知に関する規制について、どのように取り組んでいるのか伺います。

２点目に、危険な生活道路の速度規制について、広報で市民に知らせ、地域ごとに要望調査を実施し、警察との連携で時速３０キロ規制実現を求めるが、いかがか。

３点目に、市道六区１号線、東金道入りの道路は、大型車の進入により歩道に隣接している家のフェンスが壊され、危険な状況となっています。通学路でありながら長年改善されていないのは問題です。大型車両進入規制について早急な改善を求めるが、いかがか。

次に、生活道路の整備を優先的に進めてほしいという市民の願いにこたえるための道路の安全対策についてです。市内全体の危険箇所の解消計画はどうなっているのか、また、住民から要望書が出ている急カーブで事故が起きやすい市道文違１号線の「白松の郷」前の道路の安全対策をどうするのか伺います。

大きな２点目に、誰もが利用できる介護保険制度についてです。

５月２７日、衆議院厚生労働委員会で介護保険法改正案の採決が行われ、民主、自民、公明、みんなの党などの賛成多数で可決されました。日本共産党は、今は大震災被災地の介護体制を尽くすべきであり、法案の内容も周知せずに成立を急ぐべきではないと反対しました。法案で創設される「介護予防・日常生活支援総合事業」は、「要支援」と認定された高齢者への保険給付を、人員、サービス内容、利用料など、すべて市町村任せのサービスに置きかえるものであり、質が保障されず、利用者の意思が尊重される保障もありません。介護職員が行える医療行為の範囲を、法改定なしに省令で拡大する仕組みは命に関わる重大問題であり、医療体制の充実が必要です。７年後までの介護療養病床廃止については、医療の必要な高齢者から、医療や介護、生活の場を奪うものであり、撤回すべきです。介護保険法改定案

は、旧自公政権による社会保障削減の構造改革を継承するものであり、市民が受け入れられる内容ではありません。だれもが必要な介護を受けられる制度にするために、2点伺います。

まず、第5期介護保険制度についてです。政府は、軽度者を介護保険の対象から外そうとしています。保険あって介護なしでは、市民の暮らしを守れません。次期制度について、市は、サービスの充実を図るべきと思うがどうか、また、国に対して、サービス切り捨てではなく充実するよう求めているかどうかがどうか。

2点目に、保険料、利用料についてです。

初めに、第5期の保険料について2点伺います。

1点目に、現在、40歳以上の人が介護保険料を納めていますが、厚生労働省は、保険料支払い年齢を39歳以下の世代に引き下げようとしています。大企業による雇用と賃金の破壊に苦しんでいる世代にこれ以上の負担を押しつけるべきではありません。保険料支払い年齢を引き下げないよう国に求めるべきと思うがどうか。

2点目に、保険料の収納率は県下ワースト1であり、引き上げるべきではありません。軽減を求めるがどうか。

最後に利用料についてです。だれもが安心して介護を受けられるように、利用料の軽減を求めるがいかかがか。

以上の質問に明快な答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問9、日本共産党、京増藤江議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 交通安全の強化についての、（1）の①、②につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

生活道路は、一般道路のうち、主として地域住民の日常生活における交通に利用される道路です。八街市内の生活道路の多くは、狭隘で歩道がないことから交通安全対策が必要であると考えているところでございます。本市では、規制を設定する地域における個々の意見を集約した地区代表者からの要望は、沿線の交通事情を踏まえ、速度規制等の設定や信号機の設置について、本年3月24日に、佐倉警察署を通じて、実際に規制の権限のある千葉県公安委員会に要望しているところでございます。なお、警察庁からの通達文書では、一方的に交通規制を実施するのではなく、道路交通環境を点検し、道路管理者等が実施するハンプや狭窄の設置、中央線の消去や路側帯の拡大を検討するように指導されているところでございます。このような状況のもと、道路整備には多額の費用が必要ですので、現状でできる対策としましては、歩行者の安全を図るために、ドライバーの注意喚起を促す看板及びカーブミラーの設置を地域の代表者による要望により行い、交通安全対策を図っているところでございます。

次に、③ですが、大型車両進入規制としましては、道路交通法に基づく交通規制でございますので、地域の代表者から要望を受け、規制をしようとする地域の交通事情や安全性を考慮し要望書を佐倉警察署に提出し、千葉県公安委員会が設定するものでございます。市とし

ましては、ご質問の規制要望を含め、本年3月24日付で佐倉警察署に再度要望しているところでございますが、実際に規制をしようとする沿線に関わる利害関係や、規制に伴う迂回車両の影響による新たな交通事情等の発生が考えられますので、県公安委員会としても、市内で規制することは大変難しいと聞いております。

次に、(2)①ですが、市の総合計画「二の街 めざします！安全で安心な街」に掲げておりますが、高齢者・障がい者や子どもが安心して通行できる歩行空間の整備を進めるほか、関係機関との連携を図りながら、交通安全施設の整備に努めているところでございます。また、子どもや高齢者が対象となる事故が、事故全体に占める割合が多いことから、交通安全に対する意識を高めるため、保育園や幼稚園、学校のほか高齢者が集まる機会を利用し交通安全教育を行い、交通マナーやルールについて周知するよう、安全教室や啓発活動を進め、総合的に事故防止対策に取り組んでいるところでございます。さらに、事故多発区間を対象とした現地診断を、警察官や交通安全関係団体の立ち会いのもと実施しまして、再発防止のための取り組みを図っているところでございます。

交通安全施設の整備としましては、歩道などの交通安全施設整備事業や交差点改良事業等を進め、安全な道路環境の充実を図っているところでございますが、複数の整備を同時に実施するには多額の費用がかかることから、市の財政状況を考慮しながら、必要な整備を実施しなければならないと考えております。また、道路拡幅や交差点改良に関わる地権者等のご理解が必要なことから、現状でできる市の対策としましては、注意看板やカーブミラーの設置を地域の要望に応じて行っているところでございます。市内の危険箇所としましては、信号機の設置や交通規制の必要な場所と思われますので、地域の要望に沿って関係機関に要請しているところであり、昨年度は2カ所の信号機を設置いただきましたが、その他の要望箇所につきましては実施に至っておりません。今後も、事故防止のため、警察や交通安全推進団体と連携し、危険箇所を解消するための交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、②ですが、ご指摘の箇所は谷状の地形で、S字カーブの道路形状となっていることから、特に歩行者の安全確保が必要な箇所であると認識しております。そこで、運転者にカーブを認識させる看板を設置し、注意喚起を促しておりますが、今後、滑りどめ舗装等による事故防止策も検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 誰もが利用できる介護保険制度について答弁いたします。

(1)①ですが、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画の策定にあたっては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り、住みなれた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく地域包括ケアの考え方にに基づき取り組むことが重要であるとともに、計画を策定する際の地域ニーズの的確な把握については、より地域の課題等を把握できる日常生活圏域のニーズ調査の積極的な実施が基本的な考え方として国から示されております。また、第3期・第4期計画の延長線上に位置づけられている第5期計画の取り組みに当たっては、第3期計画におい

て、今後、基本的な方向性として定めた介護予防の推進、地域包括ケアの推進と施設サービスの見直しなどの目標達成に向けて、継続的に取り組むことが必要であるとされております。

本市では、計画策定の前段として、日常生活圏域ニーズ調査を盛り込んだアンケート調査を、65歳以上の高齢者1千500人を対象として、平成23年4月14日から5月6日にかけて実施し、現在、集計・分析作業を行っているところでございます。この集計結果をもとに、第5期計画においては、介護保険法の基本理念を踏まえつつ、今までの介護保険事業の実績や地域特性を考慮しながら、より現状に即した計画内容として策定し、真に必要な介護サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、比較的介護度の軽い高齢者への生活援助サービスについて保険外とすることや、利用者の負担増など、平成24年度の介護保険制度改革に向けた意見や提言などが新聞等で報道されておりますが、明確な改正案等はいまだ国から示されておられません。本市といたしましては、今後とも国の動向に注視しながら、介護保険制度のサービス充実を図るため、生活援助サービスに制限を設けないことなどについて、全国市長会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、(2)①ですが、現行の第4期介護保険事業計画における介護保険料は、計画期間内における介護給付費の見込み額に基づき事業量を算定し、介護事業者処遇改善臨時特例交付金による軽減効果、介護給付費準備基金の取り崩しによる軽減効果により、保険料水準を実力ベースより低く抑えて設定した経緯のある保険料でございます。これらの軽減効果が終了する第5期介護保険事業計画期間における介護保険料の算定にあたりましては、策定作業の中で、第4期計画から第5期計画までの自然増等による介護サービスの見込み量に関する各種要因を勘案するとともに、日常生活圏域ニーズ調査を含めたアンケート調査により地域の課題を的確に把握し、より地域の実情に応じた各サービスに過不足のない、必要なサービス量の設定等、より精緻な事業量等を算定し、今後、国から示される保険料算定に関する基本指針を踏まえ、できる限り過度な負担にならない、適切な介護保険料の設定をしてまいりたいと考えております。

次に、②ですが、介護サービスの利用料軽減につきましては、1カ月間に利用者が自己負担した額が一定の額を超えるとき、利用者負担の軽減を図るため高額介護サービス費を支給しており、その所得区分に応じて、所得の低い方に多く支給されるよう制度設計がなされております。また、介護保険施設の入所者のうち市民税非課税世帯の方に対しては、その所得の状況等による利用者の負担段階に応じて、本来、保険給付の対象とならない食費・居住費についても負担限度額を設定し、補足給付を行っております。

なお、平成21年度からは、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスにかかる利用者負担額軽減制度事業として、低所得者に対する利用者の負担額の軽減を行っていることから、現行制度においても、所得の低い方に対して制度的配慮がなされているものと考えております。

したがって、本市といたしましては、今後も、国の制度に準じた利用料の軽減措置を

実施してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

それでは、自席から質問をしたいと思います。

先ほどの市長の答弁では、八街市の生活道路は歩道がなく、大変狭隘で事故も起こりやすいというような答弁をされました。それで、改善も必要だという認識だと思います。それで、今までも歩道をつける、そして道路改良をしていくとこういう努力はされてきたんですけど、そういう中でも、市民の皆さん、道路整備をしっかりしてほしいという要望はね、85パーセントなんですよ、約85パーセント。全然要望にこたえることができない、そういう市の状況なんです。

それで、八街市の交通事故、平成22年には455件、前年度と同程度です。八街市よりも人口が約1万人多い四街道市ではどうかといいますと、平成22年の交通事故322件、100以上少ないですね。そして、前年度よりも51件減っています。やはり八街では事故が多いと、このことを認識して、じゃあどうするかということを真剣に考えていかなければならないまちだと思うんですね。今までも、子どもたちにもお年寄りにも交通安全の教育をしている、そして、さまざまな努力はしているという答弁でしたけれど、それでも事故がこんなに多い。今までやっていないことを考えなくちゃいけないわけです。

昨年 の 共 産 党 の 質 問 に 対 し て、 東 小 学 校 の 通 学 路 の 速 度 規 制 を 求 め ま し た け れ ど、 そ れ に 対 し て は、 路 側 帯 を 広 げ て 道 路 を 狭 く す る よ う な 感 じ で や っ て い く と い う こ と な ん で す け れ ど、 ま ず は、 住 民 の 皆 さ ん が 求 め て い る の は、 こ の 東 小 学 校 の 通 学 路 に つ い て は 速 度 規 制 を し て ほ し い と い う こ と な ん で す。 速 度 規 制 を す る よ う に と い う こ と に つ い て、 県 警 に は ど の よ う に 要 望 し た の か 伺 い た い と い っ た い 思 い ま す。

○副市長（高橋一夫君）

お答えをさせていただきます。

交通規制の考え方といいますか、その前に、交通規制をお願いする前にやらなきゃならんということは、やはり道路管理者として、いかにその道路を安全な状態に持っていくかと、それでも安全が担保されないときに初めて交通規制というその強制手段に訴えていくというような2段階で進んでいく、事故防止は2段階で進めていくべきものだというふうに考えております。ですから、この交通規制につきましては、3月24日でしたかな、佐倉警察署の方には、こういう状態で、市民の要望もこうだというようなことで要望は出してあります。ですから、それに基づいて公安委員会、いわゆる警察の方でどのような規制をなすのかということになってくると思います。

ご案内のとおり、道路交通法の目的というのは、交通の安全と円滑と公害防止と、それから障害の除去という4つの柱ででき上がっておりますので、それに合致するかどうかということで警察の方では判断されるんじゃないかなというふうに思っております。まず、道路管理者がいかに道路を安全なものに整備するかと、それで、はみ出したものについては規制とこういうような段階になっていくということをご理解いただきたいというふうに思っており

ます。

○京増藤江君

確かに、交通規制についてはさまざまな影響がありますから、これは私も慎重に行うべきだと思うんですよ。ですから、住民の皆さんの要望を聞く必要があると思うんですね。それで、先ほど川口市の例を出しましたが、これは、まず、そのさまざまな道路環境を整えたりするそれ以前に、市内184の町会に、ちゃんと皆さんの要望調査をしているわけです。ですから、まずはこういう順番であるんだというのもあるでしょうけれど、しかし、まず市民の要望調査をする必要があるんじゃないんですか。市民の皆さんは、とにかく安全対策をしてほしい、そこに希望しているわけですね。ましてや、人口が1万人も少ない、四街道市よりも交通事故が多いんですよ。いかに交通事故を減らしていくかと、そういうところではどうなんですか。やはりまずは、その市民の皆さんの要望調査をする、これが必要じゃないですか。

○副市長（高橋一夫君）

確かに、安全安心なまちづくりということを掲げておりますから、市民の安全を考えない者は市の職員としてだれひとりおらないわけです。ですから、そういったことで、これからも市民の要望は十分に踏まえて、警察に要望すべきことについては強く要望していきたいというふうに思っております。

それから、先ほど、八街と四街道の交通事故の発生状況について、これだけ四街道は人口が1万人も多いのに少ないではないかと、八街は多いではないかということを議員さんおっしゃってございましたけれども、これは人口で交通事故が多い、少ないではなくて、やはり八街と四街道と比べますと面積が非常に多いんですよ。したがって、面積が八街の方が広いんですね。それで、そういった道路も、市道も比べ物にならないくらい八街の方が距離が長いわけです。ですから、単純に人口で交通事故が多い、少ないというふうに決めつけるのはいかなものかなというふうに考えております。

○京増藤江君

副市長はね、今とても重大なことを言われたと思うんですよ、人口が多い、少ないでは比べられないんだと。八街市は道路、面積も広いし、それから、特に狭い道路も多いはずなんですね、八街市は。だからこそ対策が必要だと思うんですよ。人口で比べられないならば、やはり交通事故の多さ、そして道路状況がどうなのかということではね、八街市はどうあるべきかということを考えなくちゃいけないと思うんです。それで、先ほどから市長も、こんなふうに努力していますよと、さまざまな努力の結果をお話しされました。答弁されました。しかし事故は多い。そして、住民は大変不安に思っている。

先日も、私も若いお母さんと話しておりましたら、共働きで、子どもがもう3年生・4年生になったら、今の第一幼稚園の中にある児童クラブから、実住小学校の子どもたちが通っている児童クラブに行っているんだけど心配でたまりませんと、無事に行き着くかどうかわかりませんとそうおっしゃっているんです。それほどね、子どもたちの通る道に対して、

+

親御さんたち心配をされている。そして、高齢者の事故も多いんですよ。八街市でこの事故を減らすためにどうやっていくかということは、今までのやり方では、もうとても足りない。先ほどからもう何回も言ってますけれど、だから道路の整備に対しての要望が多いんですね。今、八街市は市民との協働を掲げているわけです。皆さんのこの速度規制についての要望を聞くということは、市民の皆さんのその協働を求めるいいチャンスじゃないですか。

それで、いろんな事故があります。先日もカーブミラーが引き倒されていた、これはスピードを出したのかなと思うような事故もあります。ですからね、そういういろんな事故がありますから、市民の皆さんに、この交通規制についてどうですかと、30キロ規制を、警察庁がそういう通達を出しているんですけど、どうですかと聞くわけじゃないですか。これをね、広報などで、こういう通達が出ているんですけど、ご意見をお聞かせくださいと知らせることぐらいはできるんじゃないですか、どうですか。

○副市長（高橋一夫君）

京増議員さんのご意見を踏まえまして、これからも交通事故防止に一生懸命やっていきたいと思っております。もちろんそれはやっていきます。

それと規制のお話ですけれども、規制というのは、規制しても、それを守ることができなければ、また守らせることができなければ、規制の意味がないんですね。ですから、この前の議会のときにも、私たしかお話したと思うんですけども、指導とか取り締まりというそういう担保がないと、ただ規制しました、そこを通るドライバーの人はその規制速度を守りません、それでは何もならないわけなんですね。それで30キロということになりますと、最高この道路は30キロまで出せるんだというような認識がドライバーにあると思うんですよ。ところが、その道路の状況とかに応じた安全な速度と方法で運転しなければならない道路交通法上の義務がございますので、逆に、その30キロって規制するよりも、その道路に合った安全な速度と方法でドライバーは運転しなければならない安全運転の義務がございますので、規制する前に、歩道を広げて車道の幅を狭めるとか、それから、減速シートを用いるとか、そういうようなことでやっていった方が、私はむしろ安全が保てるような気がするんですけども、ご提案させていただきたいと思います。

○京増藤江君

副市長ね、まずね、規制がありじゃないわけですよ。市民の意見を聞きなさいと、警察庁がこういう通達を出してますよということをなぜ知らせないんですか。知らせるのがまず第1でしょうよ。そして、その30キロ規制だから30キロまで出すとか、そういうことはね、その状況に応じてドライバーが考えると思いますよ。やはり市民の要望を聞くということが、交通安全について、速度について真剣に考える、そういうチャンスを市民の皆さんに提供する、そういうような本当にいいチャンスだと思うんですよ。それなのに、ただ広報で知らせることもやりますよということをしなくて、るる規制はどうのこうのという、そういうことでは、交通安全に本当に真剣に考えていくのかという、そういうメッセージにはならないと思います。今までやっていることだけでは、交通安全を向上できないんですよ。だからこの

質問をしているんです。ぜひ広報で知らせていただきたい、そう思います。

次に、時間がないので、介護保険の問題について質問したいと思います。

介護保険の改善については国にも要望するということでしたけれど、特に、八街市の場合、さまざまな問題がありますので、国に要望すべきことはたくさんあるんですけど、保険料について、39歳以下からの保険料は取り上げない、そしてもう1つ、介護度が軽い方々からサービスを取り上げない、このことは強く要求していただきたいんですけど、どうでしょうか。

○介護保険課長（宮崎 充君）

まだ国の方から改正案というものが示されておきませんので、この辺が実際、被保険者の年齢引き下げ、それと要支援1、軽度者のという話は、現実問題まだわからない状態なんですけれども、この件に関しましては、もしそうなる前に国の方に要望してまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

これは、もう国が示しているわけですからね、決めてからではもう間に合わないんです。ぜひ、もう市長会でも、ぜひ市長に強力に国に言っていただきたいと思います。市民の皆さんの暮らしを守るためにも、これは絶対に必要だと思います。

それから、保険料についてなんですけれど、新たな保険料について、さまざまな問題を勘案して保険料を決めると、今までのやり方と同じ答弁でございました。しかし、もう介護保険料については、八街市の収納率、県下ワースト1、そして市民の皆さんの気持ちは、もう年金から引かれるものばかりで暮らせないよとこういう声が多いんですね。もう年金を増やしてほしいとこうおっしゃっています。この年金を増やすことはできないわけですから、その引かれる、年金額を減らさないようにしなければ暮らせない、そういう声が多数です。それが収納率県下ワースト1にあらわれていますからね、この国、制度の中の保険料の軽減だけではなくって、八街市自体の独自の介護保険料引き下げが必要と思うんですね。こういう方向を私はぜひ示していただきたいんですけど、どうでしょうか。

○介護保険課長（宮崎 充君）

今現在、私どもの方では、減免措置等について、国に準じた形で実施していきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

国に準ずるというのは、一番簡単なことではあるんですけど、八街市のように収納率が県下でも最悪という中で、介護保険料を払えない方々はサービスを受けられないんですよ。これは、もう安心して介護を受けられるようにするには、払える保険料まで軽減しなくちゃいけない、その収入に応じて。ぜひこのことを要望しまして、私の質問を終わります。

○副議長（中田眞司君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

右山正美です。質問の前に、大震災で被災に見舞われた方々に深い哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

私も、3月の震災後1週間後、3月19日には、たまたま友人が宮城県におりまして、その友人と一緒に2トン車満載で救援物資を届けてきました。その後、3月23日には、議員の皆様と一緒に山武市に復旧作業に入ると。そして、5月の13日から社会福祉協議会でボランティア保険というのがありまして、連絡が来まして、そのボランティア保険に入りまして、1人八街市から来たいという人がいるけど、便乗させてくれないかという話もありまして、その方も含めて、12名で石巻市にボランティア活動に行つてまいりました。被災地を見ると大変な状況で、本当に1年、2年でこれが解決するのかというような状況でございました。議員の皆さんも、それぞれ、さまざまな立場からそういう活動をされていると思いますが、1年、2年というスパンの長いボランティア活動が続くかもしれませんし、私も、皆さんと一緒に、そういう活動に今後とも参加をしていきたいとこのように考えております。

それでは質問に入りたいと思います。私は、国民健康保険について、防災対策についての2項目についてお伺いをしたいと思います。

国民健康保険について、国民健康保険税の引き下げを求めるものでございます。

高過ぎる国民健康保険税が全国どこでも大問題となっています。滞納世帯は増え、正規保険証を取り上げられ、無保険になったり、生活困窮で医療機関への受診がおくれ、死亡したなど深刻な事態が広がっています。民主党政権は、こういうことを是正するどころか、国保税を一層値上げすべきと地方自治体に号令を下し、昨年5月に通達を出し、八街市も国保税の限度額を引き上げました。さらに、収納率向上のかけ声のもと、生活や営業が厳しくなり、国保税を滞納せざるを得なくなった人に救済の手を差し伸べるどころか、なけなしの預貯金や家電製品まで差し押さえるなど、無慈悲で強権的な取り立てが全国的に、そして八街市でも進められています。国民健康保険は国民に医療を保障する制度です。その制度が国民の生活苦に追い討ちをかけ、人権や命を脅かすことがあってはなりません。

国保の財政難が深刻化する中、自治体当局や医療関係者の中には、わらをもすがる思いで広域化、都道府県単位に期待する声もあります。しかし、国保の財政難の原因は国庫負担の削減です。国が予算を削減したまま国保を寄せ集めても、弱者同士の痛みの分かち合いにしなければ、財政や制度の改善にはつながりません。民主党政権のねらいどおり、広域化によって一般財源の繰り入れがなくなれば、国保税はさらに高騰し、しかも、今後医療給付が増えるのに応じて際限なく引き上げるようになりますし、保険者同士の広域化は住民無視の組織運営につながり、きめ細かな国保運営が大きく後退し、医療難民を多く生み出す原因にもなりかねません。国保の財政運営の中でも、多くの自治体は独自の国保税の引き下げに努力をしています。八街市は、受益者負担の適正化の名のもとに、住民サービスの切り捨て、負担増を強化し、その一方で、必要以上に大きいクリーンセンター建設、不急の区画整理事業

を最優先に進め、市財政を大きくゆがめてきました。この間の事業への反省がないまま、北村市長は、26億円もかけて、降雨量にも対応できない雨水幹線事業を進めようとしています。税金の使い方を変えて、市民の暮らしを守るべきです。

長引く不況のもとで、高過ぎて払いきれないと悲鳴が上がっている国保税は、22年度決算で42.4パーセントとなり、国保加入世帯の約2割が短期保険証、資格証明書、無保険となっています。とりわけ、平成16年4月の大幅な保険税率の改正は、応能割、これは所得割、資産割ですが、これを据え置き、応益割、これは均等割と言います、均等割1万9千円を3万1千円に、平等割を2万1千円から3万5千円を大幅に引き上げ、さらに一般会計からの繰り入れをやめました。このことで滞納者の増加を生み出し、さらに深刻な状況を生み出しています。市は、こういう実態をつかみながら、全く改善しないのはなぜなのか。応能・応益負担割の見直しで引き下げを強く求めますが、どうか答弁を求めるものでございます。

次に、75歳以上の医療費無料化を求めてまいりたいと思います。東京日の出町は、2009年4月から75歳以上の医療費を無料化、人間ドック受診料も無料です。当初、町民からもお金がかかるのではと心配の声が出されたそうですが、町当局は、健康管理、健康増進の取り組みも行い、早期発見・早期治療をすることで医療費の増加を抑えることができたそうであります。市においても、75歳以上の医療費無料化を求めますがどうか。

次に、予防医療の充実であります。早期発見・早期治療が人命を守るのと同時に医療費の増加を抑えることができるわけですが、財政力のない八街市でも、医療の問題が重要だと思って、やる気になればできると思います。人間ドックを含め、検診の無料化を求めるものであります。

次に、防災対策についてお伺いをいたします。

今回の東日本大震災は、自然現象としては、地盤崩壊が500キロメートルにも及ぶプレート境界型のマグニチュード9.0という、歴史的にも最大レベルの地震が起きました。6月5日、今日現在ですが、警視庁のまとめで死者1万5千365人、行方不明者8千206人、避難者は9万8千505人です。まだわからない人たちも大変多くいらっしゃると思いますが、10万を超える方々が厳しい避難生活を続けており、とにかく最優先で、「安心して、他人にあまり気を使わず眠り、普通の生活と食事ができるようにしてほしい」これが被災者の切実な声であります。これにまず全力でこたえることが必要だと思います。それから、生存のための住宅復興、収入の確保が必要であります。国に求められているのは、その地域ごとの要求に合わせた取り組みが進むよう、国家的事業として、財政保障を中心にバックアップすることだと思います。市としても、今回の東日本大震災を教訓にして、日ごろから市民の安全・安心を確保するための条例整備など、機敏な行政対応をとるための日常的な取り組み、体制作りなどを準備、検討しておくことの必要性が一層迫ったと思います。そこで伺います。

防災計画の見直しを求めたいと思います。八街市地域防災計画の早急な見直しを求めます

が、地域防災計画は、市民の命と財産を守る点からも大変重要な防災行政と思います。現在の計画は、東海地震を想定、あるいは6弱の地震に見合った対策はとれているのか、まず伺いたいと思います。計画の見直しには、地域の実情を踏まえ、専門家・住民参加で自主策定を進めるべきと思いますが、どうか。また、市民が誤解しやすいハザードマップの修正を求めますが、どうか。

次に、地震災害に強いまちづくりを求めていると思います。

1点目は、庁舎・学校・公共施設は重要な避難場所として確保されるわけですが、今回の地震で万全だったのかどうか。

次に、2点目として、地震に強いまちづくりとして住宅の耐震化、補強の助成を求めますが、住宅リフォームとあわせて進めれば地域の経済活性化にもつながりますが、どうか。

今回の地震での教訓を生かすためにも、3点目に、自主防災の地域組織作りと充実を求めますが、市には自主防災組織は3つしかありません。防災リーダーの育成を進めると同時に、自主防災組織を拡大する必要があります。また、消防団員の確保が大変重要な問題であります。女性団員等も含め検討を求めますが、どうか。

次に、4点目に、防災無線の改善を求めます。拡声器の向きなどの調整で改善はできないものなのかどうか、また、高齢者・障がい者世帯への防災受信機の配布を求めますが、どうか。

最後に、5点目として避難場所の充実を求めますが、災害の場合、避難場所が大変重要になってまいります。現在30カ所からの避難場所を区単位までに細分化して、被災者が集まりやすいようにしてはどうか、また、備蓄用物資、資材も今回の地震を教訓に、赤ん坊から高齢者までを視野に入れた、人口に見合った備蓄が必要ですし、防災井戸なども検討すべきだと思いますが、どうか、答弁を求めるものでございます。

以上です。

○副議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時03分）

○副議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（北村新司君）

個人質問10、日本共産党、右山正美議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1．国民健康保険について答弁いたします。

（1）①ですが、社会保険における保険料は、一般に所得または経済的負担能力に応じて賦課されるべきものでありますが、国保においては、標準的な市町村で保険税の5割分を、経済的負担能力に応じて賦課する部分として所得割及び資産割を採用し、残りの5割分につ

いて、平等に被保険者またはその世帯が負担をする均等割及び平等割を採用しております。国保において、応益割の要素が大幅に取り入れられている理由といたしましては、国保は、地域保険として住民相互の連帯意識に支えられて運営されている制度であることや、加入者の職業が多岐にわたるため、負担能力の正確な測定が難しいことなどが考えられます。保険税の賦課に際しては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが、被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であります。また、中間所得層に重いと言われる保険税負担を緩和し、被保険者間の負担の公平を図る必要があることから、現行のバランスが適切ではないかと考えております。市の国保財政状況を見ますと、保険税額総体の引き下げを前提とした保険税率の改正は難しいところでございますし、また、応能割・応益割負担割合の見直しについても考えておりません。

次に（２）ですが、７５歳以上の方はすべて千葉県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度に加入しており、千葉県内の高齢者全員が同一基準のもと、制度を運営しております。広域連合からの報告によりますと、平成２１年度の八街市における療養給付費等の費用額は４０億３千３０７万円であり、このうち被保険者の一部負担金の額は３億６千３７４万円であり、単純に平成２１年度末被保険者数５千６７３人で除すると、１人当たり的一部負担金の額は約６万４千円となります。ご質問は、後期高齢者医療制度の保険対象医療費の一部負担金について、市が独自の助成制度を創設し、高齢者医療制度の充実を図るべきという提案であると思われませんが、市単独で助成制度を創設する考えはございません。千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則第９条の規定により、災害等の特別な事情により一部負担金を支払うことが困難な方については、一部負担金の減免及び徴収猶予の申請ができますので、この制度をご利用いただきたいと思います。

次に（３）①ですが、さきに乳がん及び子宮頸がん個別検診に伴う検診費用の一部を個人負担としておりましたが、平成２０年度からは、特定健康診査及び胃がん検診等すべての検診においても、検診費用の一部を個人負担とさせていただきました。これは、受益者負担の原則の観点から、一部個人負担とさせていただいております。なお、近隣市町においても同様に個人負担としている状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に質問事項２．防災対策について答弁いたします。

（１）①ですが、個人質問１、新宅雅子議員に答弁したとおり、八街市地域防災計画については、昭和５４年度に作成し、平成１０年度に見直しを行い、現在１３年を経過しており、見直し時の地震の規模は、過去最高である元禄地震のマグニチュード８．２までを想定しております。今回の東日本大震災については、本計画を上回る規模の地震であり、国や県につきましても見直しを図ることになると考えられますので、その動向を見ながら、地域防災計画の見直しを行ってまいりますとともに、作成にあたりましては、先般、第１回地域防災有識者会議を開催し、報告及び検討をしていただいたところであり、今後、皆様の意見等を反映し、八街市の実情に合ったものを検討し、見直してまいりたいと考えております。

次に（２）①ですが、第２庁舎以外の庁舎については、昭和５６年以降の建築のため、新

建築基準法にのっとり建築され、耐震基準は適合されていることから問題ないものと考えておりますが、今後、第2庁舎の補強工事や事務室の移転等を含め、庁舎全体としての機能強化対策をさらに検討してまいりたいと考えております。また、学校施設の改修につきましては、耐震診断の結果を受け、緊急性の高かった八街中学校校舎及び屋内運動場、並びに実住小学校屋内運動場について、補助制度の拡充もあったことから、計画を前倒しする形で、平成21年度、平成22年度に実施いたしました。今後の耐震改修等につきましては、まず朝陽小学校の改築事業を優先事業として実施する計画であります。平成23年度では、屋内運動場の耐力度調査、翌平成24年度に実施設計、平成25年度から26年度にかけて工事を実施する計画であり、危険校舎の改築にあわせ、プレハブ校舎の解消、屋内運動場の改築も実施していく計画であります。なお、このほかに耐震補強等の必要な学校としては、川上小学校、交進小学校、八街東小学校の3校がございますが、順次計画的に整備を実施していかなければならないと考えております。また、中央公民館については、大震災により大会議室の天井に被害があり、緊急で改修工事を行いますが、一部、耐震補強が必要な箇所がありますので、学校とあわせ計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に②ですが、本市では、平成22年度より、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に対し、耐震診断に要する費用の一部を助成しております。住宅リフォーム制度につきましては、現在、実施する予定はございませんが、地震に強いまちづくりとして、平成24年度より、この耐震診断による判定値が1.0未満の木造住宅について、1.0以上になる耐震改修工事に対し助成する補助制度を予定しております。

次に③ですが、自主防災組織につきましては、災害対策基本法第5条第2項の住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として規定されており、組織作りとしては町内会や自治会が母体となり、地域住民が自発的に連帯し、防災活動を行う団体であります。現在、市内において届け出されている団体は、朝日区、希望ヶ丘区、ガーデンタウン区であり、二区、五区、住野区、藤の台区等においては、それぞれの地域で防災組織を立ち上げて活動されております。今後も、市と市民が一体となり、地域ぐるみの防災体制を確立するために、関係機関や消防団の協力をいただきながら、防災訓練の指導・協力や資材等の整備にかかる支援、また組織作りに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に④ですが、市民の方々に広域的に伝達する方法は、防災行政無線による放送となりますが、住環境の変化や建物等の防音機能が向上しているため、屋内では聞きづらい、聞こえないといった相談が市民の方から寄せられており、この対策としまして、放送地区を分割し、時間差放送にするなど工夫しているのが現状でございます。また、聞こえない、聞こえづらい地区等に個別受信機をとのことですが、個人質問1、新宅雅子議員に答弁しましたとおり、防災メールについて実施の方向で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に⑤ですが、八街市内の避難場所の指定につきましては、公共施設や地域の集会所など30カ所を指定しており、防災備蓄倉庫の設置状況を考慮し、計画的に進めているところで

ございます。今回の東日本大震災のように大規模な災害はいつ発生するかわからないため、ご家族や地域の方などと話し合い、災害直後には、一時的に近くにある地域の集会所や広場等に避難することが自身を守るため必要と思われます。このような指定されていない地区の集会所等については、一時的に避難場所としては適しているものと考えますが、避難が長期的となりますと、備蓄倉庫や安否確認の問題などもあり、避難場所に指定することは難しいと思われます。なお、避難場所の増設につきましては、平成20年に、耐震性のある公共施設として二州第一保育園、二州第二保育園の2カ所を指定したところでございます。

○右山正美君

それでは、国民健康保険から再質問したいと思いますけど、市長の答弁というのは、適切ではないかこのような答弁がありました。今、この大震災でもね、大企業が次から次と首を切っていく、解雇をしていくという現象も出ておりますし、ふだんの長引く不況のもとの経済悪化で、賃金単価の切り下げ、あるいは失業したという、倒産したという人たちが多く中で、さらに大震災で、さらにそういった失業率が高まってきたという、そういった経済状況、背景が結果的にあるわけですね。ですから、私はそういったものの動向を、市は県とか国とかの動向と言いますけど、そういう動向を見てこそ、市民の命とか財産を守るということになってくるんじゃないでしょうか、ただ、ただあてはまっているからどうのこうのじゃなくて。私は、そういう市民の生活実態が一体どこにあるのかというのを見きわめていく必要が私はあると思いますよ。担当課は、これまでそういった市民の暮らしとか、そういった動向について、どのように答弁されていますか、今までに。

+

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

今までも、毎回この保険税の引き下げ等につきましてのご質問に対しましては、当然、経済状況がここ数年極端に悪化しているという中で、特に、私ども、毎年、所得割額につきましては毎年8千万から1億円という調定額でも減が見られます。右山議員さんおっしゃるように雇用情勢の悪化、また非正規雇用者の増ということで、非常に苦しい状況の中で、皆さん、国保税を何とか納めていただいているという状況は十分認識しております。これに対しまして、市といたしましても、急激な所得減というものにつきましては減免措置等につきましての要望もございますので、それにのっとった形で処理をさせていただいているところでございます。

○右山正美君

担当課としてもね、市民と直接面談しながら進められておる中で、本当に大変だと思えます。しかしね、今言われたとおり、担当課もご承知のとおり、やはり経済活動がものすごくんですよ。ですから、高過ぎて払えないという現状と同時に、経済悪化のもとの、なかなかそういった支出ができないという状況にね、もう市民の方々は追いやられているんですよ。それに輪をかけて、保険税はどんどん、どんどん上がっていく。ちなみに、平成16年の、先ほども壇上で言いましたが、平成16年の改正では、均等割と平等割、これが大幅に、能力に応じて支払う部分を停止して、益を受けている使う人たちに、これは低所得者も含め

て、そういった部分をてこ入れしてね、何万円も、3万円ぐらい引き上げているんですよ。そこに、さらに収納率の低下が加わってきたということに、もうこれはだれが見ても明らかなんですよ。結局、22年度決算で収納率は、滞納繰越を入れれば現年課税分も減少しているんですよ。滞納繰越を入れれば42.4パーセントという、これは全国ワースト1、テレビでも放送されましたけど、そういう実態をわかっていながら何のてこ入れもしないということはね、私は、これは恥ずべき問題だと思いますよ。

担当課も、その苦しいというか、これは先ほど言ったとおり、わらをもつかむ思いで県単位の広域化というふうに望みをかけているかもしれませんが、これは後期高齢者医療と同じで、全くこの市民の目線で、例えば、もうそういった保険者の方々は見えなくなって、医療と保険税というのは連動して際限なく値上げという、広域化にすればね、上がっていくということは目に見えてわかっているんですよ、これは。それがねらいですから、今の民主党政権の、前の政権もそうでしたけど。ですから私は、この今の打開をどうやっていくかという、やはりこの実態に即した、7割、5割、3割の法定減免もありますよ、我々の要求した減免制度もあります。44条、77条ね、あるんですけど、それでも救われない人たちというのが結構いっぱいいるんですよ。ですから、その点で、やっぱりしっかりと実情を見て、保険税をやはり払えるような状況にね、やっぱりしていく必要が私は本当にあると思います。

これは、今言ってもね、本当に現状はどうだ、適切だと言って、払わない人が悪いんだというそういう論点になりますけど、そういう論点ではなくて、やはりそういった払える状況にしていくということが1つと、もう1つは、75歳以上の医療費の問題でも提起しましたけど、健康管理と健康増進、それと早期発見・早期治療、この問題をセットして、やっぱりあわせていく必要があると思うんですよ。そうすれば、日の出町みたいに75歳からの医療費がなぜできたのかという、やはりそういった状況に力をぐっと入れて、医療費がかからないように政策を進めて、健康増進と健康の取り組みを進めていったんですよ、管理と増進を。ですから、そういうぐあいにやっぱり努力をしていくということ、そのことが私は大事じゃないかなというふうに思うんですけど、再度担当課、苦しいでしょうけど、どうでしょう、その辺は。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

非常に適切に、ずきんと突き刺さるようなご質問でございまして、私どもも十分、右山議員さんのおっしゃることは認識しておりながら、しかしながら、今の八街市のこの国保財政を見てみますと、やはり今、私どもで課税しているのは、標準課税割合の50パーセント、50パーセントという形により近いところで設定してございます。これを、おっしゃられるように、どういうふうにシミュレーションしながら変えていくかということで、先般、小高議員さんからも質問がありましたように資産割というところの提議もございまして、この資産割についても、これから広域化に向けてはなくなっていくんだろうということで、そういったところも踏まえまして、広域化も目に、これからも頭に入れながら、検討していきたい

というふうに考えております。

○右山正美君

広域化もね、先ほど言いましたけど、これは全くの投げやりの存在ですよ、はっきり言って。後期高齢者医療制度もそう、全く実態がわからなくて、八街市から議長が代表者が出ていっているだけで、あとだれが行っているんですか、担当課はその辺のことで会議はあると思いますけど。全くこの広域化になってきますと、やっぱり細かいところに手が届かなくなってくるというのが現状なんですよ。ですから、だれが保険を納めてないのか、納められているのかというぐあいにはね、で、どういう問題が困った問題なのかという、そういったものがあぶり出して見えてこない、こういう結果になりかねない。まして、こういう深刻な状況のもとでね、国保が広域化になっていけば、全くそのようになってくるんですよ。それは担当課は楽になるかもしれませんが。

やはりその前に私がね、増強とか管理とか、やっぱり地域地域で、そういった保健師さんを配置して、住民の健康の問題について、いろいろ相談会とかそういった、やってくださいよというふうに今までも何回も何回も投げかけてきたわけですよ。ですから、その辺も、だから医療費を抑え込むより医療費を拡大させないという、そういった取り組みが大変重要になってくるんですよ、医療費の1人の点数が上がってくるということはね、点数を抑え込む必要が出てくるわけですから。ぜひその辺を検討して、今後ともそういった取り組みをやっていていただきたいとこのように申し上げておきます。

あと4分しかありません。それで、次に防災対策についてお伺いするものですが、やっぱり市長ね、これは国とか県の動向を見ながら進めていくということではなくて、やはり今回の大地震で八街市も被害が少なかったです。しかし、その震災によってどういうことが間違っていたのかというのはもうあぶり出されているわけでしょう、市長の答弁で出たように。庁舎間で結局は連携がうまくいかなかったということも第1に出されているわけでしょう。こういった問題も、やっぱり防災計画の見直しで進めていく必要があると思うんですよ、ね。市長答弁では、実情に合った、地域地域の実情に合ったものもあるからやっていくんだということも言われました。それは私どもも合致しています。ですから、住民と専門家と役所と、三者が、やっぱり練り上げていくということが大事だと思うんですよ。その辺で市長はどういう判断ですか。

○市長（北村新司君）

そういうことを踏まえまして、先ほども答弁いたしましたところでございますけれども、第1回地域防災有識者会議を開いたところでございます。その後、災害対策本部会議も25回ほど開いておりますけれども、その中で、職員からなる防災会議の中の総括、反省等も踏まえまして、今、右山議員が言われましたとおり、第1回地域防災有識者会議で提言がございましたことを踏まえた中で、しっかりとした地域防災計画を構築してまいりたいと思っております。

○右山正美君

それで防災マップ、これはほかの議員さんもいろいろ言われましたけど、やっぱり間違っ
たものを配布したら、ちゃんと回収して訂正をして、やっぱり持っていく必要があると思う
んですよ。そういう間違っただけのものを市民全部に配って、それであれば間違っていました、これ
は間違っていて、避難場所ありません、防災に対する意識、火を消せとかそういった問題、現
实的にはもうないわけですから、その辺はちゃんと的確に把握してやる必要があると思いま
すよ。ぜひその辺もやっていただきたいと同時に、八街市は、津波は多分八街市は来ない
と思いますよ。八街市まで来たら大変なことですから、日本は残ってないと思いますけど。本
当にね、この震度がね、あのマップを見ても県でやってありましてね、徐々に、私の方なん
か全然、震度3とか何かそんなふうになってて、果たしてこれでいいのかどうか、千葉県で
も、県でも、国と県の余震は6弱なんですよ、6弱。やっぱり6弱で体制を組んで、どうい
う防災の体制をとらなきゃいけないのかという、その辺のところでもやっぱりやってくだ
さいよ。そういうことも含めて、やはり住民も入れて、専門家も入れて、そして市も入って防災
計画を練り上げていくということをぜひやっていただきたいと思います。

で、今回、地震の問題でね、やはり学校の問題が出ました。東小学校と川上小学校、交進
小学校、これは耐震補強しなきゃいけないという部分が出てますから、これは、やっぱり一
刻を争う問題としてね、被害が起きたところだけでなく、やっぱり一刻を争うというよう
な状況のもとでね、私は、早急に手だてを尽くす必要がありますよ、避難場所に指定されて
いるわけですから、いつ大きな地震が来るかもしれないというふうに言われているわけ
ですから。やっぱり強い、早い決断で、早い対応を私はしていく必要があると思います。ぜひそ
の辺のところも出していただきたいと同時に、住宅リフォーム制度はやらないようなことを
言われました。しかし、この耐震とあわせて、耐震とあわせて住宅リフォームを続けていけ
ば、市内の業者の活性化にもつながっていきますし、税金を滞納している人たちも、そうい
う仕事があれば税金を払おうかということにもなるんですよ。一石二鳥なんですよ。

ですから、その辺のところをじっくり、ゆっくりですね、で、早いところは早く防災対策は
しなきゃいけないわけですから、ぜひその辺のところも考えながら、ぜひ防災対策、地震・
災害に強いまちづくりを進めていっていただきたいと申し上げて、私の質問を終わります。

○副議長（中田眞司君）

以上で、日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、小澤定明議員の個人質問を許します。

○小澤定明君

やちまた21の小澤定明でございます。3月11日、過去に例を見ない大震災と大津波、
原発事故により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。今日現在、死者1万5千3
65人、行方不明者8千206人、避難者9万8千505人と、まだまだ行方不明、避難者、
数多く出ております。私の質問も、多くの議員の皆さん、すべて同じような感じで質問して
おりまして、ちょっといろいろ考えまして、非常に議員の皆さん、執行部の皆さんのご理解
をいただき、企業名を出して申し訳ございませんが、最初から始めていきたいと思いま
す。

質問の第1は、東日本大震災による被害と対応、対策について伺います。

私が理事長を務める「就職するなら明朗塾」においても、被災時には、利用者の避難誘導を、職員とともに大変な苦勞を感じながら行いました。交通機関はすべてとまり、通所利用者の送り・通勤しているグループホームの利用者を、職員2名一組で、東金、佐倉、千葉、八街市内へと迎えに行き、最後の帰塾者は午前1時でした。寝かせるのも大変で、男子は食堂、女子は会議室へ布団を敷きましたが、余震があるごとに泣き出す利用者も出て、職員は一睡もできない状態でありました。本市においても、帰宅困難者、避難した市民の対応に、職員の皆様は大変な思いで対応していただきました。特に、教育委員会の職員は、泊まりがけで対応していただいたと聞いております。本市では、30カ所の避難所がありますが、いざ災害というときの対応策はどのようになっているか、大変心配するところであります。

報告ではありますが、3月議会終了後、八街市議会有志で山武市にボランティア活動に行っていました。山武市長よりのお礼の手紙が届いておりますので、朗読させていただきます。

八街市議会議員団様、このたび当地を襲った東日本大震災に際しまして、ご厚情あふれる義援物資をお寄せいただき、厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり東日本大震災では、東北地方から関東地方まで広範囲にわたり甚大な被害を受けました。山武市においては、津波で1人の方が亡くなり、家屋の被害は、現在把握しているだけでも、全壊・半壊、床上・床下浸水など630棟あまりにも上り、避難所生活を余儀なくされました。また、そのほかにも、道路の陥没やがけ崩れなどが発生しました。現在は市民一人ひとりが力を合わせ、一日も早く復興できるよう頑張っております。お寄せいただきました義援物資は、被災された方のために使わせていただきます。ご支援いただきましたことに心から感謝申し上げます。平成23年4月、山武市長、椎名千収さんよりお礼の手紙をいただいております。

その後、今日まで、「明朗塾」を中心に、3月15日、旭市へ飲料水、非常食、温かいおむすび400食、マフィン300個、仙台市へラスク180袋、マドレーヌ80個を差し入れました。4月17日には、旭市において温かいものが食べたいとの要望があり、飯岡小学校にて、うどん・そばの炊き出しを行っています。そして、当施設が加盟している全国社会就労センター協議会の活動に協力し、4月1日、4月12日には岩手・宮城県被災地へ物資輸送に職員派遣をいたしました。また、5月22日には、川島教育長と多くの八街市民の皆様のご協力をいただき、被災された福島県猪苗代町小・中学校4校へ、八街市の基幹産業である農産物を給食に使用してもらうためにトラックで送り届けたところでございます。このプロジェクトは月1回のペースで行っていきたいと思っております。

出発式には、公務多忙の中、高橋副市長、水野賢一参議院議員、山本義一県議、古川宏史議長をはじめ物品提供者、会員多くの皆様の参加のもとに行われ、千葉県知事森田健作氏より激励電報をいただいております。また、猪苗代町では贈呈式も開いていただきました。八街市の児童生徒によるメッセージも添えましたので、今後、児童生徒の交流ができればと思

+

うところであります。そして、私が知る限りでは、文違の麻野様が被災地へ、3月19日、右山議員が気仙沼へ、4月20日、JA印旛八街農協青年部で石井議員が石巻へ支援物資を送っております。また、個人でも被災地へ物資を送っていただいている方が大勢いらっしゃいます。この被害状況、現地の状況は、報道等で見聞きするのとは大きな違いがあり、その衝撃的な状況を目の前にし、私は災害に対する見識を新たにさせられました。

この猪苗代町の小・中学校は、原発より20キロ圏内の浪江町、双葉町、楡葉町の避難生徒・児童は178名、猪苗代の猪苗代小、長瀬小、猪苗代中、東中学校に178名が疎開してお世話になっているということでございます。

そこで質問の第1は、公共施設及び市民個々の被害状況についての対応・対策についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、農産物の風評被害と今後の対応・対策についてお伺いいたします。

質問要旨の第3は、災害時の停電の市役所や公共施設の電力供給対策についてお伺いいたします。

質問要旨の第4は、災害時における帰宅困難者に対する支援についてお伺いいたします。

質問要旨の第5は、災害時の断水した飲料水の供給体制についてお伺いいたします。

質問の第2は、道路問題についてお伺いいたします。

当初予定より数十年以上おくれ、八街バイパスの部分開通が5月10日に行われ、近隣の大勢の市民は喜びと不安を心に抱いております。今後の交通状況の変化や商業環境の変化による動向が大きな課題となってくるのではないのでしょうか。行政として、市民の心に抱える不安を解消していく必要と責任が生じてくるのではないのでしょうか。

そこで、質問要旨の第1は、八街バイパス部分開通後の状況と今後の進捗状況についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、国道409号四木入り口、及び山田台、国道126号沖入り口、また、県道53号線吉倉元スリーエフ前の交差点改良についてお伺い申し上げます。

以上で第1回目の質問を終了いたします。市民が理解できるよう、明快なご答弁をお願い申し上げます。

○市長（北村新司君）

個人質問11、小澤定明議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 東日本大震災による被害と対応・対策について答弁いたします。

(1) ですが、今回の東日本大震災による庁舎への被害といたしましては、壁等への亀裂、一部タイルのはがれ、議場の照明カバーの脱落がありましたが、幸いにして大きな被害は出ておりません。また、学校及び教育施設における主なものは、八街中学校で受変電設備の破損、八街北小学校では体育館の天井の落下があり、既に改修済みであります。八街東小学校では、高置水槽の破損があり、8月末までに改修する予定であります。また、中央公民館では大会議室天井の軽量鉄骨に破損があり、9月末までに改修する予定であります。その他の学校や教育施設についても、小さな破損等の被害がありましたが、順次対応しております。

なお、市民個々の被害については、相談や罹災証明の申請に基づき、被災者生活再建支援制度の調査票に沿い、現地被害調査、また被害箇所の修繕を済ましたものや、家屋以外の場合は現地確認、写真等の判断で罹災証明書の発行を行っているところでございます。

次に、（２）ですが、個人質問３、石井孝昭議員に答弁したとおり、福島第一原子力発電所の事故に伴い、暫定規制値を超える放射性物質が各地の農作物から検出され、ハウレンソウやシュンギクなどの出荷が制限され、大きな損害が発生しております。本市の農作物につきましては、去る５月１２日にハウレンソウについて検査を行いました、放射性物質は検出されませんでした。しかしながら、４月２１日に、市内に所在する県の関連施設から採取した牧草から暫定許容値を超える放射性物質が検出され、牛の放牧や青刈り給与を自粛するよう要請されておりますが、５月１２日に再度検査した結果は、暫定許容値を下回っております。今後、２週間おきに実施される検査で暫定許容値を２回連続で下回れば自粛は解除される予定でございます。また、５月１９日に実施した生茶葉の検査では、暫定規制値を超える放射性物質が検出されたため、関係事業者及び生産者に対しまして出荷の自粛を要請したところでございます。

このような状況の中、農作物に対する風評被害も予想されますので、引き続き県と協議しながら、安全性を確認するための検査を実施していくとともに、八街産野菜の安全性をアピールするために、６月１１・１２日の２日間、幕張メッセで実施される観光イベント「千葉から日本を元気に」への参加を予定しております。今後も、このようなイベント等に積極的に参加するなどして、八街産野菜の安全性についてアピールを行い、風評被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に（３）ですが、個人質問３、石井孝昭議員に答弁したとおり、３月１１日に発生しました東日本大震災による東京電力管内での大規模停電に際しては、庁舎への電力供給がとまったことから、照明や窓口端末のコンピュータが使用できなくなり、小型発電機を使用して照明等を点灯させ、災害対策本部を設置いたしました。また、現在設置しております停電時に窓口端末を稼働するための無停電電源装置は各種のシステムを安全に終了させるためのものであり、供給時間はおおむね１時間となっております。なお、継続的に発電させるものとしては、自家発電装置を設置する方法がありますが、エンジン発電装置では、稼動するための燃料が十分に確保できるかが課題となり、また、環境に優しい太陽光発電装置では、天気や昼夜に左右されやすく、不安定であり、効率性が課題となっております。また、双方とも設置費用は莫大であります。なお、学校や教育施設に自家発電装置を設置することは困難でありますので、発電機の設置を含め、今後どのようにして十分な非常用電源を確保できるか、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に（４）ですが、震災当日の夕方、ＪＲ八街駅より、停電に伴い、電車が不通になったため、多数の方が帰宅できずに駅に泊まっているとの連絡を受けました。一時的に避難する場所を求める方がおりましたので、すぐに八街中学校の武道場を避難所として開放し、職員により、帰宅困難者を八街中学校武道場に誘導し、４７名の方を受け入れたところでござい

ます。その後、帰宅困難者に対して、暖房と照明の確保とともに、炊き出しのおにぎりやカップめん、パン等の食糧や水の供給、毛布の提供などを行ったところであります。帰宅困難者の皆様は、その後、タクシーの利用や家族の迎えなどで漸次帰宅しましたが、翌朝にはまだ数名の方が一次避難所に避難されていた状態でございまして、最終的には12日の夕方に最後の方が自宅に戻られるまで、避難所を開放していました。この間24時間体制で、市職員及び学校の先生が避難所で待機し、避難所の利用者のお世話をしていたところがございます。

次に（５）ですが、東日本大震災に伴い、千葉県内の幾つかの市町村で上水道の断水が起きましたが、本市におきましては断水することはありませんでした。本市では、水道水の安定供給に努めておりますが、災害により上水道が断水した場合につきましては、市役所などの公共施設に給水所を設けて対応してまいりたいと考えております。なお、被害が甚大な場合は、千葉県水道災害相互応援協定を締結しており、この協定に基づき、県を通じて応急給水の応援を要請することができることとなっておりますので、この応援体制をもって災害時の飲料水供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項２．道路問題について答弁いたします。

（１）ですが、桜田議員に答弁させていただきましたとおり、特に課題はないと聞いております。しかしながら、旧県道のガードレールに接触する事故が発生しているため、県では、ガードレールの色を変え、反射板の設置などについて実施すると聞いております。また、道路照明が暗いとの指摘もいただきましたが、県としては、道路照明設置基準のもとに整備しているとのことでした。今後、八街バイパスの利用状況等を考慮し、必要に応じ、協議してまいりたいと考えております。今後は、残りの道路事業区間約1.7キロメートルの用地取得、また、早期の工事着手、完成に向け県に協力してまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、最初に国道409号、四木入り口の交差点改良につきましては、県の事業として、昨年度、地元説明会を開催し、関係者の方々にご協力をお願いしたところであります。現在、印旛土木事務所では、現況測量を実施するために必要な予算の獲得に努めていただいております。次に、山田台、国道126号沖入り口につきましては、現在、用地等の諸問題があり、事業がストップしている状況でありますので、本市といたしましては、国土交通省千葉国道事務所に状況を再度確認し、側面から協力できるよう、今後努めてまいりたいと考えております。

最後に、吉倉元スリーエフ前の県道の交差点改良につきましては、県と市が共同で行う必要がありますので、昨年度から印旛土木事務所に対し、口頭ではありますが、機会あるごとに働きかけをしているところでありますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○副議長（中田眞司君）

会議中でありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。午後は1時10分から再開いたします。

（休憩 午前11時56分）

(再開 午後 1時06分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

副議長と交代しました。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○小澤定明君

ご答弁ありがとうございました。

先ほど、帰宅困難者、また被災した人、教育委員会泊まりがけと申しましたが、防災課等々ほか職員の皆さんも、うちに帰れなかった人に対して本当に献身的にご支援いただいたことを重ねて御礼申し上げたいと思います。

公共施設等々の答弁がございました。一刻も早く、市民、児童等々が安心して安全に暮らせるよう、一日でも早い復興をお願い申し上げます。また、残念ながら本市においては、牧草、生茶葉が基準値を超えてしまいましたが、今、生茶葉生産者はちょうど刈り取りに入っているところでございます。農政課におきましては、この刈り取った葉等々におきまして、どうぞご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。答弁は要りません。

災害時、停電等々、いろいろ答弁の中にはお金がかかる等々の言葉もございましたが、市民の生命・財産を守るためには、少々のお金がかかっても、いつ起きるかわからないこの震災に対しての最善の準備をしていただきたと思うところであります。また、断水したときの飲料水の供給についてであります。これもお伺いしたところ、希望ヶ丘、勢田での給水ということでありましたが、公共施設、こういうときにはスポーツプラザ等々、車で水をもらいに行く人たちも大勢いたと聞いておりまして、ぜひわかる場所のスポーツプラザ等々で、広報車を使って給水車がスポーツプラザでやっておりますというような広報を兼ねて、広いところでの給水活動を今後は行っていただければ幸いだと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

バイパス問題であります。これは市長にお伺い申し上げますが、10日に開通いたしました。この数十年、バイパス、多くの市民が期待と不安を持ちながら待ちわびた結果、10日の日に開通いたしました。残念なのは、市長も県議も、あの10日の日に午後からある会議がございまして、一言でいいから、長年の夢の八街バイパス、本日開通いたしましたと言い申し上げます。一言申し上げてくれればよかったなと思いますが、バイパスに対する市長の思いはいかほどなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（北村新司君）

10日の日はちょうど公務がございまして、開通の日には行けませんでしたけれども、すぐその日の夕方、担当課職員と一緒にバイパスを通行したところでございます。長い間の先輩諸兄の努力が実りまして、ようやく部分開通でございますけれども、バイパスが開通したことは大変八街市としても喜ばしいことと認めているところでございます。まだ残りの道路事業区間1.7キロメートルの用地取得、あるいは早期の工事着手等々がございます。

これからもしっかりと県に向けまして協力しながら、要望活動をしながら、完成に向けてしっかりと努力してまいりたいと思っております。

○小澤定明君

そのお気持ちはわかりますけれども、市長は、いろいろな会議に出席されますけれども、どうか今からでも遅くありませんので、その折には、懸案であったバイパスが開通いたしました、ぜひ市民の皆さんに報告願いたいと思います。その点はいかがでしょう。

○市長（北村新司君）

機会あるごとに、あいさつの機会があるわけでございますけれども、そのたびに部分開通の旨も市民の皆様にお示ししながら、その八街バイパスにつきましても、市民の皆様の、そして議会の皆様のお力添えをいただきながら、このバイパス事業を推進してまいりたいと思っております。

○小澤定明君

このバイパスであります、開通後半月ぐらいで5件の事故がございました。最後の事故は、ドクターヘリで運ばれるような大きな事故でございまして、先ほどガードレール、これじゃ危ないなと思っておりましたところ、今は変えてありますが、その事故の集中するところは決まっております、おめえら何やってるんだ、この迂曲の道路はと地元の人に随分苦情を寄せられましたが、どうかガードレール等々もわかりやすいようにするから、我慢して気をつけて通行してくれと、私なりに区民、市民の皆さんに周知しておるところでございます。早急に直して、直すというより反射鏡をやっていただきましたので、これは何とか解決できるかなと思っております。

また、国道409号四木入り口等々も非常に、山田台国道126号沖入り口、県道53号、吉倉スリーエフ、本当に皆さんには並々ならぬご努力をいただいております。どうか地権者のご理解を一日でも早くいただき、この問題を解決していただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古川宏史君）

以上で、やちまた21、小澤定明議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、加藤 弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤 弘でございます。3月11日の東日本大震災で尊い命をなくされた皆様に哀悼の意を表するとともに、罹災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、この4年間の任期中、一般質問の最後の質問者となりましたので、急ぎ質問に入らせていただきます。

質問の第1は、防災・災害についてお伺いいたします。

当市は大変地盤も固く、大きな被害はないという考えや思いが浸透しているように伺いますが、3月11日のあの地震による被害は、市内あちこちに大小いろいろな形で発生してお

ります。今回の大震災後、大津波や福島原発の爆発事故をめぐり、「想定外」との言葉が連日のように耳に届いてまいりましたが、災害は人間の考えるとおり、計算したようには発生しません。そのような中、報道によりますと、ディズニーランドのアルバイトの従業員が、当日、2万人以上のゲスト、お客様ですね、に対する避難誘導は誠に見事な行動であったと伝え聞いております。このような避難誘導は一夜にしてできることではないと伝えられておりました。年間365日、従業員の3分の1の方々が毎日、避難誘導訓練を実際に行ってきた結果にできたことと知らされました。このような話を聞けば、当市の災害・防災対策はまだまだほど遠いのではないのでしょうか。

そこで、質問要旨の第1は、被災地への復旧復興支援についてお伺いします。

質問要旨の第2は、公共施設以外の場所への避難場所設定についてお伺いいたします。

質問要旨の第3は、日本消防協会の呼びかけに対する対応についてお伺いいたします。

質問要旨の第4は、昭和38年制定の防災会議条例、災害対策本部条例の内容検討についてお伺いいたします。

質問要旨の第5は、高齢者に対する避難誘導計画や一般市民の避難訓練についてお伺いいたします。

質問の第2は、大池第三雨水幹線整備事業についてお伺いいたします。

いまだ市内のあちこちでは、大量の降雨があると床下浸水や車両の通行困難、歩行困難などの現象が起きております。多くの市民の皆様は、大池調整池の完成を心待ちにしております。

そこで、質問要旨の第1は、1千420メートルの区間をシールド工法とした理由についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、年度別の総事業費の内訳についてお伺いいたします。

質問要旨の第3は、市債の返済計画についてお伺いいたします。

質問の第3は、八街市の花と鳥の制定についてお伺いいたします。

現在、八街市には市の木としてキンモクセイが制定されておりますが、人口も7万6千人を超え、この八街市をふるさととする人々が増えてきている状況を考えていくことも大切なことではないのでしょうか。また、大人や小学生・中学生などの大勢の市民で提案し、1つのことを推進していき、決定していく作業に、いろいろな意味で行政に対し関心を深めていただくことも必要かと考えます。

そこで、質問要旨の第1は、市の花、市の鳥の制定についてお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終了いたします。明快なるご答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問12、やちまた21、加藤 弘議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 防災・災害について答弁いたします。

(1) ですが、個人質問4、桜田秀雄議員に答弁したとおり、大震災等発生以降、本市では物的支援、経済的支援等のさまざまな支援を実施してまいったわけですが、被災

地の復興は始まったばかりであり、今後も、国を中心に県や市町村、民間企業等も含め、日本全体が一体となって被災地の復興に向けて支援していかなければならないと考えておりますし、国において、復興支援に向けたさまざまな具体策が講じられることになると思われます。また、復興支援は一時的なものとして捉えるのではなく、長期にわたり継続して実施していく必要がありますので、県や市長会の動向を踏まえ、その中で、本市において、微力であるかと思いますが、できる限りの支援を積極的に実施してまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、個人質問１０、右山正美議員に答弁したとおり、八街市内の避難場所の指定につきましては、公共施設や地域の集会所などの３０カ所を指定しており、防災備蓄倉庫の設置状況を考慮し、計画的に進めているところでございますが、今回の東日本大震災のように、大規模な災害はいつ発生するかわからないため、災害直後には、一時的に近くにある地域の集会所や広場等に避難することが自身を守るためからも必要と思われます。このような指定されていない地区の集会所については、一時的な避難場所としては適しているものと考えますが、避難が長期的になりますと、備蓄倉庫や安否確認の問題などもあり、避難場所に指定することは難しいと思われます。なお、避難場所の増設につきましては、平成２０年に、耐震性のある公共施設として二州第一保育園、二州第二保育園の２カ所を指定したところでございます。

次に、（３）ですが、日本消防協会は、消防団員の知識・技能の向上、福利厚生の実施と消防資機材の改善等の消防力発展のために寄与している団体で、協会事業として消防車両の交付事業があり、本市としましては、毎年要望をしているところでございますが、全国での希望が多いことから、交付されることは難しい状況でございます。なお、この事業で本市が交付を受けた車両としましては、平成３年度と平成１３年度に各１台、交付を受けております。

次に（４）ですが、昭和３８年に制定された本条例につきましては、一部改正の経過はありますが、基本とするものは、本市地域防災計画を策定するための所掌事務、及び組織並びに災害対策本部の組織を定めたものでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に（５）ですが、高齢者の災害時の避難につきましては、避難支援者との信頼関係が不可欠であり、日ごろより、自治会、民生委員などによるふだんからの声かけや見守りなど、地域における各種活動との連携を深め、近隣のネットワーク作りを進めることが重要であります。避難場所への経路については特に指定はございませんが、災害時には道路冠水や塀等の倒壊も考えられるため、通常時から、ご自宅から避難所までの経路について確認しておくことにより、より安全に避難できるものと考えております。また、市民が参加する訓練としては、各地域単位での訓練が、よりきめ細かい対応が期待できますので、今後もこれらの要望にこたえ、関係機関と協議し、実施してまいりたいと考えております。

次に、質問事項２．大池第三雨水幹線整備事業について答弁いたします。

（１）ですが、八街駅北側地区土地区画整理事業区域からの文違区の大池調整池に至る大池第三雨水幹線のうち、ご質問の１千４２０メートルの区間につきましては、主に国道４０

9号の地下を通るルートとなっております。しかし、国道409号は交通量がかなり多く、これを通行どめにして開削工法で施工することは事実上不可能であります。このため、地上に影響を与えることなく、地下をトンネル式に掘り進むことができるシールド工法及び推進工法について、施工性や周辺の影響などに関する比較検討を行った結果、住宅地などが密集する国道沿いに作業用スペースを確保する必要がなく、長距離の施工が可能なシールド工法を採用するに至ったものでございます。

次に、（２）（３）につきましては、関連しておりますので一括して答弁いたします。

大池第三雨水幹線整備事業につきましては、平成24年度から27年度までの4カ年で工事を行う計画となっております、総事業費、現時点の概算で約26億円と見込んでおります。年度ごとの事業費といたしましては、推進工法及び開削工法により397メートルを施工する工事費として、平成24年度に約5億円、シールド工法で使用するシールドマシンの製作費として、平成25年度に約1億円、シールド工法により1千420メートルを施工する工事費として、平成26年度に約9億円、平成27年度に約11億円を見込んでおります。

なお、総事業費26億円のうち約14億円を、平成24年度から平成27年度までの4カ年にわたり、事業の進捗にあわせて起債によって調達する予定としております。起債の償還につきましては、5年据え置き25年償還を予定しており、平成30年度から33年度までの4カ年にかけて、起債の償還が順次始まる予定であります。平成30年度からの償還が始まる起債の元利償還金は約780万円、平成31年度から償還が始まる起債の元利償還金は約330万円、平成32年度から償還が始まる起債の元利償還金は約1千510万円、平成33年度から償還が始まる起債の元利償還金は2千950万円になると見込んでおり、平成33年度の合計では、約5千570万円となる見込みであります。また、既に借りている起債の元利償還金は、現在が償還のピークで、年間に約4億円を償還しておりますが、今後、償還額が年々減少していき、平成30年では約2億8千万円、平成31年度では約2億6千万円、平成32年では約2億4千万円、平成33年度では約2億3千万円となる見込みであり、その後も減少していく見込みでありますので、新たに起債の借入れを行った場合であっても、十分に償還ができるものと考えております。

次に、質問事項3. 八街市の花と鳥の制定について答弁いたします。

（１）ですが、市の木、キンモクセイは、平成4年度の市制施行を契機に、平成3年度、市内の中学校全生徒にアンケート調査を行い、その結果をもとに、八街市の誕生を記念し、市のシンボルとして、市民が市に愛着を持つことを期待して制定したものでございます。ご質問の市の花、市の鳥の制定についてでございますが、広く市民の皆さんに参画いただきながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

自席にて再質問を何点かささせていただきます。

先日も、ほかの議員さんが飲料水のことで井戸を、防災井戸としての指定ということをおっしゃってございました。私も同じような考えです。今回の震災後、スーパーやなんかで水を

買い求める方がたくさんいらっしゃいました。思うように買えないと、２リッターのペットボトルを１本か２本しか買えなかったという方がたくさんおられました。人間の生きている源は水でございます。食べ物とともに水が最も大切です。また、これは生活にもいろいろな形で水が使われております。この水が手に入らない、これは大変なことだと思う。そのようなことを考えていただき、再度お願いしたいと思いますけど、この市内にございます昔掘った井戸、これを各区に依頼し調査していただき、これを使えるものかどうか、水質検査等もしていただき、こういうものを防災用として活用していこうという考えはあるか否か、その辺をお伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

防災用の井戸のことについてでございますけれども、先般、市長の方から答弁を差し上げていますように、新たに防災用の井戸として掘る、そういうこと等になりますと、なかなかその水質の管理等で難しい面があるということがございます。したがって、地区の集会所などの既設の井戸、これを防災時に利用する井戸ということで位置づけていく必要があるというふうに認識しております。そこで、まず、今ご提言がありましたようにどの施設に井戸があるのか、それから、その井戸が発電機で利用ができるのかどうか、それから、避難所との距離がどうなっているのか、位置関係の問題、それから、今もご提言がありましたが、その飲料水として利用するための適正な管理、水質管理等をどうするか、その辺について研究をしていきたいと、いく必要があるというふうに認識しております。

○加藤 弘君

実は、先般の震災の日ですね、私が住むところは区にも入ってないと、水をくめる場所もない。正直言いまして、私は自分の発電機を使い、近所の方に水の供給をしました。ただし、水をわかして使ってくださいと、地震の後は地下が揺れているので水が濁っていますよと、必ずわかして使ってくださいということとともに、五区の区長さんをお願いしまして、前区長さんですね、今になれば、古井戸はたしかあったはずだけど、くめるかどうかやってみてよとお願いしました。くんでみて、自分たちが飲んでみて、大丈夫だということなので、近所の方にやはり供給していただくように声かけていただきました。やはり給水車等が出るとはいえ、１台しかございませんので、なかなか行き届かない面が多々ございます。今も部長からもお話がありましたように、できる限り早くにそういう体制を、調査していただき、体勢を整えていただきたい。とにかく人間の源ですから、水は、そういうことを十分をお願いしたいということを、強くお願いします。

それから、避難場所ですが、市内のあちこちに、やはりまだ空白地帯がたくさんございます。この辺の空白地帯、たとえ防災備品がそろわなくても、まずその場所があるということだけでも、確保できるということだけでもしていただきたい。というのは、例えば東吉田区１つとりましても、区民としては１千３００世帯ぐらいいいらっしゃいます。ところが、区に入っている方は３００世帯に欠けるくらいです。先般も私、隣にあります団地に、３０軒から５０軒ぐらいいあるかな、そこの知人に声かけられまして、ちょっと行っているいろいろ話を聞

きました。自分たちはどこへ逃げたらいいのか。私は、公共施設なり中央公民館へと、実住小学校があるよ、中央中学校があるよと、それでもだめだったら東吉田の集会所へと、自分たちは区に入っていないから、市が指定していないところに行ったら相手にしてもらえないよという声も伺いました。

そういうような形で、現実問題として、やはりそういう震災が起きたとき、いざ避難しようとしたときに行く場所がないということなんですね、この言葉は痛烈に胸に突き刺さる思いがしました。私たちは区に入っているから、その施設を、指定された施設が遠ければ集会所等にも行くことができます。ただ、その区に入っていない方は市内にはたくさんいらっしゃいます。そういう方たちを対象にして、やはり1人の市民として、やはりその避難場所と、防災倉庫と、いろいろなものを考えていかなければならない。この辺を再度、枠にとらわれずに、7万6千人の命ということを考えていただきながら、再度その計画を見直す、あるいは立て直す、こういうことを検討していただくことはできるのかどうか、その辺、総務部長をお願いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

ただいまご指摘のとおり、当然それは区に加入している、していない、いわゆる自治組織に加入している、していないに関わらず、これは市民全体、全員の問題だというふうに、それは十分に認識をしているところでございます。で、ちょっとその避難所の近隣の状況を申し上げますと、例えば佐倉市については人口が17万6千人で39カ所、それから酒々井町については人口が2万1千人で11カ所、それから、富里市が人口は5万800人程度で11カ所ということで、本市は人口7万6千人で30カ所ということになっておりまして、市域が広いということはございますけれども、その人口の割合からいうと比較的多く設置をされているのではないかとというふうに思っております。また、バランス的には、市内全域にバランスよく配置はされているのではないかとというふうには考えます。

ただ、今ご指摘があったように、その区に入っていないから区の集会所を利用できないということがあってはならないこと、これについては、行政の方の努力も当然必要なことではございますけれども、それについては、区に入っている、入っていないに関わらず、地域の方が共助の考えに基づいて、そういった非常時については適切に対応していただくということを強くお願いしたいなと、逆にお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

それから、特に避難所については公共施設以外を指定できないという理由は特にございません。公共施設を優先しているということにつきましては、例えば、ある程度のスペース、広さが確保できるとか、建物の耐震性、それから地域的場所の安全性、これらを考慮して、基本的には公共施設を避難場所として優先的に指定をしているというものでございます。先ほどご提言がありましたようなことも踏まえて、それから備蓄倉庫、これがまだ30カ所中14カ所しか整備されていないという状況もありますので、備蓄倉庫の整備、これとあわせて避難場所についても、改めて、今後また計画的に設置ができるような検討はしていかなけれ

+

ばならないというふうには考えております。

○加藤 弘君

それと、6月2日のテレビ報道で、神奈川県の上尿処理センターでの焼却灰が、放射性物質の含有量が多いため、焼却された灰が山積みになって処理に困っていると、移動もできないと、製品にするために業者に譲り渡すこともできなくて困っているということがございました。八街市が加盟する2市1町の上尿処理センターでの、その放射性物質の含有量の状況はいかがなものか、お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

この報道を受けまして、印旛衛生施設管理組合の方に確認いたしましたところ、現在のところ検査はまだしておりません。ただ、この報道を受けまして、近々検査をするということでございます。

○加藤 弘君

先ほどの答弁でございましたように日本消防協会で、被災した地域で消防車、あるいは消防設備、救急車等がもうなくなっているということで、全国の都道府県に呼びかけ、使っていない機具、あるいは車両等があったら寄附してほしいという要請があり、新聞報道等もされております。こういう要請に対しまして、八街市ではどのように対処されているのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

その点につきましては、八街が独自に対応しているということについてはございません。ただ、日本消防協会の方からの通知ですと、市長の方の答弁では、この協会の事業として、福祉増進事業ということで、車両の交付、あるいは福祉の増進事業、これを実施するということでございましたけれども、23年度については、被災地における消防団員、これが非常に、亡くなったり、あるいは行方不明になっている方が多いというようなことがあって、弔慰金等の財源が大幅に不足する見込みがあるということでございまして、23年度については、その、ただいま申し上げた車両の交付事業、あるいは福祉事業、増進事業については実施をしないというような考えのようでございますので、そのようなことに基づいて、対応していただければということでございます。繰り返しになりますが、市独自で、被災地に対して消防自動車の提供等については、今のところ計画、予定はございません。

○加藤 弘君

それでは、次に、大池第三雨水幹線整備事業について伺います。

これをシールド工法でやるということは、正直、他の工法から比べて2割から3割高い金額になるんじゃないかと思われます。先ほどの交通量の問題等から、そういう工法を選んだということをお伺いしましたけれども、立坑が必要だと思うんですけど、これは十分にスペースがとれる場所が用意されているのか、また、これに関しまして一緒にお伺いしますが、シールド工法によって排出されるべき土砂が出てくると思います。この土砂は露天で積むようにするのか、建物をつくって、その中でやっていかれるのかというのは、振動とか騒音の

問題も兼ねてきますので、その辺も含み、また、近隣への説明等がどのようなになっているのか、たくさんあって申し訳ないけど、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○下水道課長（藏村隆雄君）

ではお答えいたします。

シールド工事を施工するにあたって、立坑を3カ所現在計画しております。まず発進立坑を1カ所、到達立坑を2カ所予定しております。その場所につきましては、まず発進立坑につきましては、シールド工法と推進工法を兼ねました発進立坑といたしまして、国道409のワンダーグーという場所の裏側の市道106号線の付近の空き地を現在候補地として考えております。それと、到達立坑につきましては、シールド工法の到達立坑としましては、市役所前の道路と国道409号の交差点の区画整理区域内を考えております。それともう1カ所、推進工法の到達立坑につきましては、市道106号線、国道409号、ふらんす屋のあたりから入っていく市道なんですけれども、その市道と、ジャスコの方から来る文違10号線の交差点部分に立坑を予定しております。

また、工事に際する騒音・振動対策につきましては、特に発進立坑の周辺が一番影響が出ると考えておまして、発進立坑の周辺の作業基地ヤードを借地するような検討を今しているんですけれども、そちらの基地の周辺に、パネル等で全体を囲みまして、騒音・振動防止対策を現在考えております。

それで、残土等の搬出につきましては、その基地内にタンクを設けまして一次ストックしまして、最終的には産業廃棄物の処理場へ廃棄するような計画を考えております。

以上です。

○加藤 弘君

これ、4年計画ですか、これ工事が終わった頃、シールドマシンのカッターの刃、これは大池調整池か何かに公園的なものを作られて、そこにでも展示しておくような考えはございますか。よくアクアラインなんかで皆さん見ていると思いますがね、こういうもので掘ったんだよというような展示がございますよね、海べりに。ああいうような施設を作る、調整池の周りに作るような、公園的なものの中に作るような考えはございませんか。

○下水道課長（藏村隆雄君）

シールド工法の掘進機につきましては、現在は埋めたままで今考えておまして、調整池のところに展示するとか、その辺は現段階では考えていません。

○加藤 弘君

これ、八街市始まって以来と思えるような、26億もかかる大きな工事でございます。5月の下旬に、私の知る限り、市内にございます土木工事業者と管工事業者、2件が倒産しております。どちらも正直言って知り合いの方です。この2社の下請け、また関連、家族を含めまして100人前後の方が、この倒産によって路頭に迷うという状況が起きております。やはり仕事がなく倒産に、あるいは経営上の問題もあるかと、多くあるかと思いますが、実際問題、市民の方がそういう形で生活に困る状況が起きてきております。これ、大池第三

雨水幹線整備事業は来年から始まるということで、当然、これは一般競争入札になるかと思っています。ですが、市内の土木関連業者等、大変仕事がないと皆さん言われております。そういう中で、何らかの形で、この仕事の中に、一部に携わることができるような手法を考えていただくことができるか否か。入札の責任者であります副市長、すみませんが一言お願いします。

○副市長（高橋一夫君）

じゃあ、お答えさせていただきます。

市内でも中堅と言われる土木建設業者の方が倒産に遭われたということは承知しております。大変残念なことだなというふうに、また、お気の毒に思っているところでございます。今、お話がございました市内業者の問題でございすけれども、市内業者の育成とか雇用の確保など、地域経済の活性化を図る上で、市内業者の受注機会に十分配慮していくということにつきましては、市長も私も十分に認識しておるところでございます。そこで、八街市が発注する大規模な建設工事に、市内業者の方が下請けなどで優先的に入れるように、現在、その制度化を今検討しているところでございます。

以上です。

○加藤 弘君

今、副市長から大変温かいお言葉をいただき、この関係の業者の方たちは、今のお言葉に大変うれしい思いをするんじゃないかと、気持ち的にも救われるんじゃないかと思われま。やはり、それほど皆さん仕事に困っております。小口の入札での参加とかいろいろな形がございすけれども、それぞれの会社が得手不得手がございまして、なかなか実際には公的な仕事に参加する機会もございせん。そういう中で、これだけの規模の仕事に何らかの形で加わるという期待感というのは大変大きなものがあるかと思ひます。そういう意味で、また、この今日の副市長からいただいた答弁は、また、関連の業者の方たちにもお伝えしたいなという気持ちでおります。皆さんも、また頑張り方が変わってくるんじゃないかと思ひます。

それでは、次の再質問に移らさせていただきますけど、来年は八街市が市になりまして20周年になるかと思ひます。そういうようなことから、先ほども市制の、市が誕生したときに木を作れ、学校の生徒たちにお願ひして制定したというお話がございました。こういうようなことを受けまして、行政から積極的に、こういう話題を発信していただき、児童生徒、あるいは団体の方、各地区の市民の方と、いろいろな形で呼びかけていただき、そういうものを制定していただくということを、積極的に市の方から行っただくという形をとっていただきたいと思ひますけど、その辺はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

市の花と鳥の制定についてでございますけれども、市の鳥につきましては、今のところ、制定については慎重にと考えております。しかしながら、市の花につきましては、私も前々から制定したいという考えも持っておりましたので、児童あるいは生徒、各種団体、多くの市民の皆様方にご意見を拝聴しながら、早期に制定できるように準備をしまひたいと思

っております。

○加藤 弘君

ありがとうございます。できるだけ実現するようにお願いしたいと思います。

それで、ちょっともとに戻りまして、もう1つお伺いしたいんですけど、震災で被災された都道府県のいろいろな各種業種の方々、こういう方を八街市の産業まつり等、そういうところに参加していただくような形を進めることはできないのでしょうか。それも1つの援助ではないかと思いますので、その辺ちょっと、検討される余地があるのかどうかお聞かせください。

○経済環境部長（中村治幸君）

今後、実行委員会等もございますので、大変ありがたいお言葉ですので、今後十分検討してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

以上で私の再質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副市長（高橋一夫君）

すみません、加藤議員の質問されたご答弁、誤解があるといけませんので申し上げておきますけれども、元請けが下請けの業者の人をできるだけ参加させるということにつきましては、これは一般入札についての関係でございますので、ひとつよろしくどうぞお願いします。

○議長（古川宏史君）

以上で、やちまた21、加藤 弘議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問はすべて終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

6月7日、8日は、議案調査のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

6月7日、8日は、休会することに決定しました。

本日の会議は、これで終了します。

6月9日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間、ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時01分）

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件

+

+

+